

## 東大阪市パートナーシップ制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東大阪市人権尊重のまちづくり条例（平成16年東大阪市条例第18号）及び東大阪市男女共同参画推進条例（平成16年東大阪市条例第19号）の趣旨に基づき、個人としての尊厳が性別等にかかわらず重んじられ、全ての人が性の多様性についての理解を深め、互いの意思を尊重し誇りと希望をもって心豊かに生活できる社会の実現に向けた、パートナーシップの届出に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「性的マイノリティ」とは、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）その他性のあり方について少数派であると認められるものをいう。
- (2) 「パートナーシップ関係」とは、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、その双方又は一方が性的マイノリティである二者の関係をいう。
- (3) 「連携自治体」とは、本市とパートナーシップ制度の自治体間連携に関する協定を締結している自治体をいう。

### (届出の要件)

第3条 パートナーシップ関係にある者は、その関係にある旨を市長に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出（以下「届出」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること。
- (2) 少なくともいずれか一方が市内に住所を有していること。
- (3) 双方が、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。
- (4) 双方が、届出をしようとする相手方以外の者と現にパートナーシップ関係にないこと。
- (5) 双方が、民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係にある者が養子縁組をしている場合を除く。

### (届出の方法)

第4条 届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、その双方がパートナーシップ届出書（様式第1号）（以下「届出書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。届出者の双方又は一方が自ら届出書に記入することができないときは、届出者以外の者にこれを代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍全部（個人）事項証明書、独身証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類（外国籍の方にあつては婚姻要件具備証明書等及び当該書類に係る日本語の翻訳文（翻訳した者の氏名を記入したものに限る。））
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第2号の書類については、届出日前3か月以内に発行されたものに限る。

3 市長は、届出者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めらるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証
- (3) 官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
- (4) 前各号に準ずるものとして市長が適当と認める書類

#### (届出の証明の方法)

第5条 市長は、届出書が提出されたときはその内容を審査し、適正と認めるときは、届出者に対し、届出の事実を証明するパートナーシップ届出証明カード（様式第2号。以下「証明カード」という。）を交付する。

#### (通称の使用)

第6条 届出者に氏名を使用し難い特別の事情があると認めるときは、証明カードに氏名に代えて通称（氏名以外の呼称であつて社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができるものとする。ただし、証明カードの裏面部分に関しては、この限りではない。

#### (子又は親に関する記載)

第7条 届出者は証明カードに、当該届出者の双方又は一方の子（養子・里子を含む。）又は親（養親を含む。）（以下「子等」という。）の氏名、続柄及び生年月日の記載を希望するときは、市長に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出者は、届出書に記載を希望する子等を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第4条第1項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 子等が15歳以上にあつては、子又は親の記載に関する同意書（様式第3号）
- (2) 戸籍全部（個人）事項証明書等、子等である事実が確認できる書類
- (3) 子が15歳未満にあつては、住民票の写し等、子と届出者が同居していることが分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、子等の届出が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは証明カード裏面の特記事項に当該子等の氏名等を記載するものとする。

- 4 前項の規定により証明カードに氏名を記載された子等（この項の規定による申し立てをする日において15歳以上の者に限る。以下この条において同じ。）は、当該証明カードから自身の氏名等を削除するよう市長に申し立てることができる。
- 5 前項の規定による申し立てを行う子等（以下「申立人」という。）は、子又は親の氏名等記載削除に関する申立書（様式第4号。以下「申立書」という。）に、申立人本人であることが確認できる書類及び証明カードを添えて市長に提出するものとする。
- 6 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第5項の規定により申立書の提出があったときは、届出者に子等の氏名が削除された証明カードを交付する。
- 8 15歳未満の子については年齢及び発達の程度に合わせた説明を行い、当該子の意思を十分に尊重すること。

#### （証明カードの再交付）

- 第8条 証明カードの交付を受けた者が、当該証明カードの紛失、毀損、汚損等により再交付を希望するときは、パートナーシップ届出証明カード再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）に本人であることが確認できる書類を添えて市長に提出することにより、当該カードの再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により証明カードの再交付を受ける場合にあつては、再交付申請書に当該証明カードを添えなければならない。
- 2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。
  - 3 紛失により第1項の規定による証明カードの再交付を受けたものは、紛失した証明カードを発見した場合は当該紛失した証明カードを返還しなければならない。

#### （変更届）

- 第9条 証明カードの交付を受けた者が、次の各号いずれかに該当するときは、パートナーシップ届出事項変更届（様式第6号。以下「変更届」という。）に、その変更に係る事実を確認することができる書類、証明カード及び本人であることが確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- （1）氏名又は通称名を変更したとき。
  - （2）特記事項に当該子等の氏名を追加するとき。
  - （3）特記事項から当該子等の氏名を削除するとき。
  - （4）住所を変更するとき。
- 2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。
  - 3 第7条第2項の規定は、第1項第2号の場合について準用する。
  - 4 市長は、変更届の提出があったときは、変更後の証明カードを交付するものとする。

#### （証明カードの失効及び返還）

- 第10条 証明カードは、次の第1号から第4号までのいずれかに該当するときは当該事由の発生時に失効し、第5号に該当するときは、届出の日に遡及して失効する。
- （1）パートナーシップ関係が解消されたとき。

- (2) 一方が死亡したとき。
  - (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき。
  - (4) 少なくともいずれか一方が第3条第2項第3号又は第4号に該当しなくなったとき。
  - (5) 届出した時点において届出者が第3条第2項各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。
- 2 前項により失効した証明カードは、パートナーシップ届出証明カード返還届（様式第7号）を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号に該当する場合であって、第11条に定める連携自治体へ転出した場合を除く。

（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）

第11条 届出者が連携自治体において連携自治体受領証の交付を受けている場合であって、連携自治体から市内に転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第3条第2項の定めるところにより、証明カードの交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入届出者」という。）であって、第3条第2項第1号から第5号までの要件を満たす者は、所定の事項を記載したパートナーシップ関係継続申告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出して行うものとする。

- (1) 連携自治体受領証
- (2) 第4条第1項第1号及び第4条第3項に規定する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 転入届出者から前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出元である連携自治体に通知することとする。

（本市施策の推進に当たっての配慮）

第12条 本市は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ関係にある当事者に十分に配慮するものとする。

（施行の細則）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。